

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

おはようございます。お許しをいただきましたので、早速、私は3つのテーマについて質問をいたします。

まず1つ目、飛騨市の平和教育について伺います。教育基本法第14条について、それから主権者教育に第14条は生かされているか、学校が萎縮することがないような市の姿勢をとということで伺いたいと思います。

今年3月16日に、沖縄県名護市辺野古沖で小型船舶が転覆し、研修旅行中の高校生と船長が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。この海難事故は、関係機関の徹底した原因究明と抜本的な安全対策の構築が求められるのは当然です。学校教育上も、研修旅行の安全管理上の問題が厳しく問われるのも当然であると考えます。ですが一方、文部科学省は、今回この海難事故で同志社国際高等学校の平和教育が、教育基本法第14条第2項に違反するという異例の見解を出しました。この文部科学省の報告書が今大きな波紋を呼んでいます。私がこの発言通告を18日に出した後も、20日付の朝日新聞は一面右肩と2面全体を使って、「平和教育、広がる萎縮」の見出しで特集をしています。また、昨日24日、中日新聞では、23日の沖縄慰霊の日を受けて「平和学習の在り方は」との見出しで、社会面で大きく取り上げておりました。

昨今のマスメディア、特に新聞紙上では、戦争、武器、核兵器、武力攻撃、防衛増強など、物騒な言葉が飛び交っています。時事川柳や読者投稿などにも散見されます。そういうきな臭い日常の中で、今の子供たちはどのように平和を希求し、それを学んでいくのでしょうか。教育基本法第16条では、行政は教育への不当な支配を行うことが禁じられております。ですので、私も教育内容に介入しないよう注意をしながら、この機会に法文・条文で質疑を交わしたいと思います。

まず、飛騨市の教育行政の姿勢を伺います。1つ目、教育基本法第14条の政治教育は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と記されています。これを教育長はどう捉えておられるのか伺います。

2つ目、主権者を育てる上で政治教育は極めて大切だというのがこの第14条の立場であり、重要な主権者教育です。では、この第14条は飛騨市の学校教育、生涯学習にどのように生かされているのか伺います。

3つ目、教育内容に対する権力的な介入は抑制的でなければならないとされています。これは1976年の最高裁判所の全国学力テスト、これが裁判になりました。それにおける最高裁判所の憲法判断です。文部科学省は、この同志社国際高等学校の研修旅行が第14条第2項違反だとしながら、どこに抵触したのかの説明は全く支離滅裂です。国会でも結論が出ていないにもかかわらず、政治教育の全国調査を行うなどと言い出しています。教育内容への介入がエスカレートする危険性を帯びており、そのため、全国の学校が萎縮することが何よりも懸念されています。数々の報道がそれを物語っています。平和都市宣言を誓った飛騨市は今、様々な平和活動が推進されつつあります。子供たちがおおらかに平和教育を享受するために必要なのは、国の政治介入に萎縮しない私たち大人の、そして教育行政の毅然とした姿勢にほかならないと考えますがいかがでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」との声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

下出教育長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

おはようございます。では、飛騨市の平和教育について、3点の御質問にお答えいたします。

1点目、教育基本法第14条についてです。議員が御指摘のとおり、文部科学省は今回の沖縄での海難事故に係る高校の平和学習について、教育基本法第14条第2項に違反するとの見解を示しました。しかしながら、文部科学大臣が5月26日に、政治的中立性を確保した上で、政治的教養の教育や平和に関する学習に取り組んでいただきたいと述べられており、飛騨市内の小・中学校におきましても、政治的中立性を確保しつつ、平和学習を推進していくことを従来どおり重視してまいります。平和教育をはじめ、全ての教育活動において客観的事実に基づいた情報を提供し、事象を多面的・多角的に捉え、様々な立場から考察することを大事にしていきます。

2点目、主権者教育に第14条は生かされているのかについてです。教育基本法第14条第1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と定めております。その点において、議員が御指摘のとおり、主権者教育の推進は極めて重要であると認識しております。これまでも飛騨市においては、学校教育を通じて平和主義や基本的人権の尊重、民主主義といった理念を根底に据えた主権者教育を重視してまいりました。現代の情報化社会において、多様な情報や諸課題が山積みの中、児童生徒一人一人が主権者としての自覚と責任を持ち、正しい情報に基づき多面的・多角的に思考し、他者と議論を交わしながら自らの意思で社会参画をすることは極めて重要であると考えております。

実際の教育現場においては、本会議場の見学や模擬選挙の実施、さらには生徒会活動や学級活動における企画運営、話し合い活動などを通じ、事実に基づき多様な意見を比較・議論し、自ら判断してその結果に責任を持つといった、社会の一員として必要な政治的教養を育む教育活動を展開しております。

また、令和7年5月に策定いたしました飛騨市平和都市宣言においては、策定過程で中学生を含む多様な世代の市民が、各自の思いや意見に基づき対話や検討を重ね、市民の取組に参画いたしました。これはまさに、教育基本法第14条の精神に基づく主権者としての態度を育む生涯学習の機会となりました。今後におきましても、これまでの取組を一層充実させ、人権や多様性の尊重を重視し、主権者教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

3点目、学校が萎縮することがないように市の姿勢についてお答えいたします。教育基本法第14条は、これまで述べてきたとおり特定の見方や考え方に偏ることなく、多様な視点や考え方を尊重し、社会に参画する態度や力を育むことを示していると認識しております。飛騨市においては、令和5年度から市内中学生を対象とした長崎ピースフォーラムへの派遣、被爆された方を招いての被爆体験講話の開催、平和をテーマとした短歌や絵画のコンクールなど、平和に関する各種の取組を進めてまいりました。さらに、令和7年5月には、先ほども触れましたとおり約1年

半にわたり、世代を超えて多様な参加者が主体的に対話と検討を重ね、飛騨市平和都市宣言を策定いたしました。これらの取組は、現在、文部科学省が改定を進めている次期学習指導要領の方針である、多様な価値観や背景をもつ他者を尊重し、自他の幸福の実現を目指しながら、根拠に基づく対話と協働を通してよりよい社会の創り手として主体的に参画する力を育むという方向性と、まさに合致するものでございます。

そのため、今後については、この平和都市宣言の理念を実現するため、市としてこれまでの取組を継続するとともに、新たな活動の展開についても検討を進めてまいります。さらに、学校教育の場においても、児童生徒が平和を希求し、民主社会の形成者として主体的に行動できるよう、政治的教養を育むための取組を一層推進してまいりたいと考えております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○13番（籠山恵美子）

具体的にお聞きしていきたいと思います。まず、1つ目の教育基本法第14条のことですけれども、私も政治的中立性というのは子供たちの教育にとっては大変重要だと思っています。ですけれども、その政治的中立性というのは、イコール政治的無色透明でいろということではないと私は考えています。見ざる、聞かざる、言わざるで、平和平和と言っていれば平和教育ができるというものではないと思っています。

先ほど教育長がおっしゃったのでよかったなと思いますけれども、大事なのは子供たちが多面的に学ぶ機会、これを具体的に保障することだと思っています。子供たちが学校だけではなく、様々なグループ活動でも何でもいいですが、自主的に取り組むことをきちんと学校が見守る、それから認めるというような多面的な教育が大事だと思っています。このことについては、今2つ目で、いろいろやられている議会の見学とか平和都市宣言の政策づくりということがありましたけれども、実際には学校の現場で具体的にそういう子供たちの自主的な取組というのがあれば教えていただきたいと思っています。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

飛騨市におきましては、まず授業、そして総合的な学習の中で子供たちが主体的に学ぶ場があります。社会の歴史・公民での授業、また、総合的な学習においても、先ほどの被爆体験の講和もございましたけれども、そのほかに、これまでも地域の方が関わってくださって、例えば地元の読み聞かせの団体の方が「この子たちの夏 1945・ヒロシマ ナガサキ」の朗読をしてくださって、それについて主体的に学ぶ場等がございます。

○13番（籠山恵美子）

それから、先ほど説明があったかもしれませんが、私も2～3年前の夏の暑いときに、古川中学校で大きな扇風機が回ってるだけの、かなり音のにぎやかだったところで、九州のほうから来られた被爆体験をされた方の講話を子供たちと一緒に聞かせていただきまして、こういうことは本当に大事で、そのときに子供たちの感想を聞きましたけれども、率直な感想とともに、中学生になったらもうちょっと突っ込んで戦争のことを言ってもいいのになんて、個人的な感想ですけれども、そう思いながら聞いた覚えがあります。実際にやられてるっていうことについては、

安心をいたしました。例えば、今回の同志社国際高等学校が平和学習を行った上でのこういう痛ましい事故というか、事故にまつわる大人の社会の様々な切り口とか、様々な報道みたいなものを、例えば中学2年生、中学3年生辺りは授業の中、あるいは休憩時間でもいいですけども、気軽に話し合えるという空気はあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

本海難事故に関わっての内容について、中学生が考えを出し合ったということについては、現在のところは私は捉えておりません。

○13番（籠山恵美子）

それでは2つ目ですけども、この平和都市宣言を誓った飛騨市ですけども、例えばこういう宣言をしたということについて、私たち大人ももっともっと認識を深めなければならないし、町なかで起きているいろいろなことについても、先ほど多様性を認めるということもおっしゃいましたけれども、飛騨市の中にも外国人の働いてる若い方々がたくさんいらっしゃるんですよね。そういう方々に対しても多様性を認める、同じ人権だということを認識する、そういうことがダイバーシティ宣言の中でもうたわれ、実践されるんだと思いますけれども、こういうことについては、外国人が飛騨市内にいて、その方たちと平和を共有するというような取組というか、そういう話題性、話合いみたいなことはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今おっしゃったことについては、人権教育を中心に多様な方々、多様性を包摂することについて学んでおります。飛騨市平和都市宣言、あるいは公民・歴史の学習を通して子供たちがどんな考えを持ったかということで、今関わることについて一つ御紹介いたします。「学習を通して苦しい思いをしている人のことをたくさん知りました。もう戦争があってから80年を過ぎていますが、過去にあった事実を絶対に忘れず、ずっとつないでいくことを大切にしていきたい。」、次のところなんですけど、「そして自分には、差別をしないことや偏見で決めつけないことなど、できることとして絶対にやっていきたい。」という感想、学びをした生徒がおります。日々、人権教育を通して、そういった人権感覚を児童生徒が磨いております。

○13番（籠山恵美子）

私も本当に人権教育を大事にしていきたいと切に願います。教育社会学者である本田由紀先生という方がいらっしゃいまして、この機会に、私と本当に同じ、共感できることを書いておりますのでちょっと御紹介したいと思います。東京大学の大学院教授です。本田由紀さんが、日本の教育において、今、平和や人権が情緒や思いやりの問題に矮小化されている現状を、私は大変批判しています。これは本田先生の言葉です。そして平和の定義ですけども、平和教育を単に戦争や紛争に関する学習に限定をせず、子供たちが命の心配をすることなく、安心してその場所で生きていくことを保障すること、これが平和の広い意味での定義だと捉えているということでありました。本当にそのとおりだなと思います。これからもぜひ、飛騨市の子供たちへの平和

教育をいい形で進めていただきたいと切に願います。

2つ目の質問に移ります。物価高騰対策の検証と継続について。1つ目は、新年度からの支援策の検証はされたのか。そして、市民の意見にどう対応しているか。今から求められる支援策について、この3つを伺いたいと思います。

まず1つ目、17項目から成る3億4,000万円の予算での生活支援策は、どのような効果をなしているのか、あるいは、反省点はどのようなものか、各部の検証はなされているのか伺います。先日の中田議員、それから水上議員に市長は詳しく答弁をしてくださいましたけれども、今日は今日で、今日初めて傍聴される方もおりますのでよろしくお願いします。

2つ目に、さるぼぼコインの利用について、20%ポイント還元セールが飛驒市民でなくても利用可能だったこと。また、ごみ袋の配給が滞ったことなど、今回のやり方を疑問視する市民の声が様々上がりました。私のところにも大変お叱りの電話、それから直接来て訴える方、スーパーで苦情を言われた方、ほとんど皆さん女性でしたけれども、何人もいらっしゃいました。実際にそういう様々な声が上がったことは事実です。市はどのようにこういう市民の声を受け止めておられるのか。また、支援策が行き届かない年代・階層はなかったのか伺います。

3つ目、中東情勢が危うくなり、特に石油由来のナフサ不足はあらゆる資材にその影響が及んでいます。市は、市内の経済的な影響と支援策をどのように考え、備えているのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 畑上あづさ 登壇〕

□企画部長（畑上あづさ）

それでは、物価高騰対策について3点御質問をいただきましたので、私からまとめてお答えいたします。

まず、1点目の新年度からの支援策の検証についてお答えいたします。令和7年度1月に公表いたしました物価高騰対策は、市民を対象とした「暮らしを速やかに支える支援」と、事業者を対象とした「将来にわたり経営や生活基盤の強靱化を促す支援」の2点を基本方針として実施してまいりました。全国的には、現金給付や商品券の配布のみを行う自治体も多く見られる中、本市では限られた財源の中で、できるだけ多くの市民や事業者にも効果が及ぶよう、生活者支援と事業者支援を組み合わせ、17事業を実施することとしたところです。

現在も一部事業を継続しているため、全体的な検証は今後取りまとめる予定でございますが、市民生活の下支えや地域経済の活性化に一定の効果が出ているものと考えております。一方で、それぞれの事業において改善すべき点や課題もあると思いますので、今後しっかりと検証を行い、次の施策に生かしてまいります。

次に、2点目の市民からの意見への対応についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、さるぼぼコインの応援セールやごみ袋の無料配布につきましては、市民の皆様から様々な御意見を頂いており、真摯に受け止めているところです。一方で、物価高騰の影響は世帯構成や生活環境、事業形態によって大きく異なります。そのため、本市では一つの施策で全ての方を支援するのではなく、生活者向けのいきいき券、ごみ袋の無料配布、さるぼぼコインによる応援セールの実施

に加え、事業者向けの支援策も講じるなど、複数の施策を組み合わせて幅広い世代や階層に支援が行き届くよう取り組んでまいりました。当然、個々の事業を見れば、様々な御意見や不公平感を感じる部分もあろうかと思えます。しかし、市としては施策全体を通じて多様な市民層への支援となるよう工夫し、限られた財源の中で最大限努力したものです。今後も市民の皆様の御意見や事業の検証結果を踏まえ、より効果的な支援策について検討してまいります。

最後に、3点目の今から求められる支援策についてお答えいたします。中東情勢やナフサをはじめとする資材価格高騰の影響につきましては、昨日、中田議員及び水上議員の御質問にもお答えしたとおり、現時点では市民生活や公共サービスに大きな支障は生じておりません。しかし、燃料や資材を中心に価格高騰や供給不安が継続しており、一部では事業活動への影響も見られ始めていると認識しております。市といたしましては、今後も市民生活・経済状況共有会議や各部署を通じた状況把握を継続しながら、影響の拡大に備えてまいります。また、支援策は、単なる現金給付や損失補填を行うのではなく、真に困っている市民の暮らしを支えること、そして事業者が物価高騰や資材高騰が常態化する時代に対応できる経営体質への転換を支援することを基本に進めてまいりたいと考えております。今後の情勢変化や国の動向も注視しながら、市民生活や地域経済への影響を慎重に見極め、必要な対応を検討してまいります。

〔企画部長 畑上あづさ 着席〕

○13番（籠山恵美子）

まず1つ目からですが、飛騨市の物価高騰対策17事業の対策パッケージという、これを私は評価しています。ほかの議員は分かりませんが、私は評価しています。ですが、やはり市民にはこのパッケージの全容は見えないんですね。ですから、損得勘定での厳しい意見がこれまでに多くあったんです。「高山市は1人1万3,000円商品券でくれたのに、飛騨市はごみ袋だけだ。」と語気強く私に食ってかかって憤慨された方もいらっしゃいました。この飛騨市の取組を、私も自分の折り込みチラシで17項目こんなことをやったんですということを書いてますので、後日お届けしました。その後、返事はないですが、特にさるぼぼコイン、それからごみ袋の取組の市のやり方について不満が多かったのが特徴的だと思いますが、よくよく聞いてみますと、やはり市民の方々は本当にきつきの生活をしていて大変なんだなという感じがします。ですから、つい語気強くこんなのおかしいんじゃないと。結局、高齢者向けのいきいき券は増やす、それから子供のいる家庭にも子供手当を増やす。この方は50代ですが、私たち50代、60代は、働いてるからといって何の恩恵もないのかと、こういうことなんです。働いてたって、働いても生活が大変なんだということです。よくよく聞いてみますと暮らしが大変だと、どの御家庭も暮らしが大変なんだということは、かえってこの取組の中で声が聞けたなという感じがします。

さて、この17事業のうちですが、市の17事業が結構分厚く全部書いてありますけれども、これを見て私も繰り返し繰り返し市民に説明をしたり何だりしてきましたけれども、ただ、こうやってある程度時間が過ぎてみますと、先ほど部長からはまだ取りまとめている最中だということでしたけれども、このことについて一番気になるのは事業者の支援ですね。賃上げと雇用を生み出す支援ということで幾つか挙げられていますけれども、賃上げにつながったのだろうか、大変それが気になります。この間、まだ時間がたったと言っても2か月ですが、どのようなエ

ビジネスを取っているのかと。つまり、市場調査のような検証結果を市民に示すということも大事なことだと思ひまして、その辺りはどのように取り組もうとしているのか。この賃上げと雇用を生み出す支援ということについて、スタートしてからこの間、何か思われること、分かっていることがあったら説明してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□理事兼商工観光部長（森田雄一郎）

賃上げと雇用を生み出す支援ということで、市内事業者に向けた支援を行っておるわけですが、議員も御承知のとおり、1月の議会で可決をさせていただきまして、繰越しをして実施をしているところでございます。何分、市外の販路開拓ですとか、既に手を挙げてくださってる事業者もいらっしゃって、審査も経てこれから実行だというような段階だと思っております。設備投資への支援につきましても、たしか予算額で2,000万円あったと思いますが、まだ現在のところ進捗率が5割程度の状況でございます。こういったものがすぐに賃上げに向かっていくのかということとは、やっぱりそれはそういうことではないと思っております、そこでの設備投資において生産性を向上するとかした上で、売上が立って初めてそこで賃上げに向かっていくということでございますので、少し時間はかかるんだと思います。市内事業者様宛にアンケート調査とかも行っておりますので、そういったところで、こういった施策がどのように功を奏したのかというところは今後検証していかなくてはいけないなというふうに感じております。

○13番（籠山恵美子）

もう少し経過を見て、私も見守りたいと思っています。

2番目のさるぼぼコインとごみ袋についてですけれども、本当に苦情が多かったです。批判も多かったです。昨日の市長の説明はそれなりに分かりますけれども、水上議員の答弁でしたか、誰も損してないじゃないかということでしたが、多分行政から見る角度と私たち市民の思いはちょっと違うのかなと思いますけれども、苦情を解決する対策というのがありまして、地域通貨つまりさるぼぼコインのような地域通貨で同様の支援を行った他の自治体というのが幾つか見られます。これは国の推奨事業の1つですので、結構やられたところがありますけれども、この苦情を解決する対策、つまり市民は飛騨市に來た、要するに20%のポイント還元というのは、つまりその元手は飛騨市に国がくれたものだと。その飛騨市にくれた資金を使って、高山市の方でしようけれども買物をしていくと。逆に、飛騨市内のドラッグストアなどでは高山市の商品券は使えませんよという表示がしてあって、飛騨市では買物はできないってことになってますが、こういう業者のための政策と言いながらも、なかなかスムーズにいったなかったんじゃないかなという感じがあります。この苦情対策としては、マイナンバーカードを利用されている自治体がありました。スマホアプリにマイナンバーカードをかざすことで、オンラインで瞬時に市内在住あるいは年齢などの条件を判定できるというものでした。こういうことをやって、よその人が乗り込んできて買物しちゃったよというような苦情がないという自治体が紹介されておりました。今回2回目のセールをやるということですが、こういうことも参考にされてはいかがかなと。やっぱり市民間でぎくしゃくしない方法を考えるということも大事なことだと思うんですね、これはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今御紹介いただいたようなことは、我々も実は何度も研究してきました、こういったセールって初めてじゃないので、もう6回も7回もやってるものですから、この間随分研究をしてきました。マイナンバーカードでポイント付与ができないかってことも研究しましたし、先進自治体とかをいろいろ調査したりということもしてます。あるいは、さるぼぼコインに代わる市単独のペイシステムっていうものをつくってるところもあるので、そういったことも調べてきたんですが、やっぱりコストが合わないんですね。さるぼぼコインのような民間のサービスがないところであればそれしかやむを得ないだろうというふうに思うんですけども、もちろん国の交付金なんかも充てれることは一部充てられるんですが、ただ、それにしてもコストがかかる。恒常的に使えるかっていうとそうでもないんで、運用コストをずっと払っていかねばいけないっていうことになる、やっぱり合わないんですよ。なので、民間のサービスを使うところが使えるならそれを使ったほうがということがあります。

逆のケースもあって、例えば県内でも幾つかの市でやってる例がありますが、P a y P a yとかを使ってるケースがあります。これは今度は逆に全国で買物ができるので、全くその地域にお金がとどまりません。これは結局自治ごとの事情に応じての判断なんだろうと。その自治体の置かれた環境に応じての判断なんだろうというふうに思いまして、飛騨市の場合は、さるぼぼコインというシステムが民間のもので、タダで、しかも広く流通してるものがあるならP a y P a yよりは少なくとも全然いいはずだし、高山市、飛騨市の中だけの同一経済の中で動くということですから、そこはさほど問題ないだろうという考え方でこれまでやってきたということであります。

ただ、このマイナンバーカードを使ったシステムっていうのはいろいろなものに汎用性はあるんですね。例えば、今後いろいろな給付をしていくとか、バスに乗るときにそれが使えるとか。まあバスのほうの設備もいるので簡単ではないんですけど、そういったことについてはずっと関心を持っていますので、何らかの格好で導入していけないかという思いはあるんですが、ただ、短期間のうちにやるっていうのは極めて難しいですし、コストも非常にかかるという問題があるということです。

ちょっとついでにと言いますか、今お触れになったいろいろなお話について改めて申し上げておきますと、確かに今回さるぼぼコインが高山市民も使えるって話を結構私も耳にしました。総合政策審議会でもそういう意見がありました。ただ、これだけ何回も数を重ねてきて、そういう声が公然と出てくるのが今回初めてなんです。それがどうも理解ができなくて、何でなんだろうっていうのがどうも理解できないんです。もう何度もコロナ禍からやってきていますので、そのときに高山市民が使えるってことの議論になったことはほとんどなかったんで、何でなのかなっていうのが実はよく分からなくて、ちょっとそこを1回よく考えてみたいなど。

それで、昨日も申し上げたんですけども、高山市民が使えると自分の使える金額が下がるんだったら分かるんですが、それが一切ないということは、何か別の、何かそうした意見を流布された方があったか、あるいは高山市で商品券が同時にあったのでそういう感覚を持たれたとか、ち

よっとそこは検証してみたい。検証といっても検証のすべがないんですけども、そういうふうに思います。

それと、どうしてもこういったときに今議員もおっしゃっていただいたんですが、損得勘定の議論が出てぎくしゃくするってことが今までもありまして、私とにかくそれだけは嫌なんですね。リフォーム助成っていうのがかつてあって、コロナ禍の最初の対策のときに大規模にリフォーム助成をやりました。とっても喜んでいただきましたけども、この議会のところでも一般質問で出るくらい、こうやると得だとか、ああやると損だとかっていう話が出て、もうあのとき私非常に不快な思いになりまして、市の施策で市民に分断が起こるようならやらないほうがいいというふうに思って、それが実はリフォーム助成を見直していったきっかけでした。

なので今後、今のごみ袋もそうなんです、よかれとやって市民に分断を生むようなら基本的にはやらないって方向へ向かっていくのが正しい姿じゃないかというふうに思ってるので、仮にそれで損になったとしても、分断を生むよりはずっといいというふうに思ってることだけ申し上げておきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

そうですね、分断が起きるのが一番よろしくないと思いますけれども、私は商品券とはいえ1万3,000円をばっと給付する、こんな楽なことはないと思ひまして、どこかで市長にもちょっとお話ししたかもしれませんが、行政の職員がこれだけいて、それぞれ部課で様々工夫を凝らしながら、先ほど部長の答弁にもありましたけれどもいろいろなことを考えていく。そういう政策、支援策を考えていく中で町の様子もより分かるようになるでしょうし、職員にとってもそれは一つの大きな糧になるのではないかなと思いますので、飛騨市がこうやって17事業いろいろと縦横に考えてやってくださったってことは、これから私が市民に何か言われてもきちんと説明をしていきたいなと思っています。さるぼぼコインの第2回目のセールは2,000万円ほどの規模でやられるのでしたか。そうすると、どういう形にしたら分断が起きないのか、スムーズにいくのかをぜひ考えていただきたいなと思います。

それから3つ目ですけれども、資材に関してはですね、私は町なかに常にいますので市役所の職員の方よりはずっと町なかにいるわけですが、だからその分いろいろな声は聞こえてきます。昨日、建設資材については苦情というか、そういう声はないというお話がちょっとありましたけれども、この時期に家を建てようと思って、今よそに仮設住宅、アパートを借りて住んでおられるという方が、とにかく一人親方に近い地元の大工さんを使おうと思って発注してるわけですから、その大工さんに倍ほど期間がかかるかもしれないよと。それこそ便器がないとか、それ一つでも仕事が滞ってしまうので倍かかるかもしれないよと。6か月の計画でいったら1年かかるかもしれないよと脅されたって、冗談半分に言っておられましたけれども、建設期間が長引けば、その方はアパートの経費がかかるわけですね。その資材もより高くなってるわけです。こういうことが、一人一人の市民の生活に本当に負担が大きくなってる。これが一つの例ですけども、こういうことがいっぱい町の中にはあると思います。

それから自動車屋さんに聞きましたら、やはりエンジンオイルが既に高くなってるということでした。こういうことについて、これから国が次の補正で示した飛騨市の重点支援交付金という名前でまた来るのでしょうか。昨日お聞きしましたのが1,510万円でしたか、本当にスズメの涙だ

など。これを2万2,000人の飛騨市の人口で割りましたら、1人当たりたった686円です。一人一人配るという給付は飛騨市はやらないでしょうけれども、1世帯にしてもそんなに大きな金額ではないと思います。

とにかく、中東情勢でさらに拍車がかかったこの飛騨市民の生活困窮ぶりです。このことをどうか御理解いただいて、この6月から食料品だけではなくて、生活物資、医療、建築、農畜産業、エネルギーなど全てが軒並み物価高騰ですので、今こそ救済の神様である行政の出番だと私は思いますので、よろしくお願いして3つ目に移りたいと思います。

3つ目に、第10期介護保険制度とその制度から漏れる市民の支援について、3点伺いたいと思います。1つ目に、来年度から始まる第10期介護保険事業計画はどのようなものなのか。2つ目に、国の来年度からの大改定に飛騨市は対応できるのでしょうかということ。3つ目に、介護制度から漏れる市民への福祉・救済策について伺いたいと思います。

まず1つ目、令和9年度から令和11年度の3年間で1期として、第10期介護保険事業計画の策定に向け今進んでおられると思いますが、どのような準備を進めているのか、第9期との主な違いなど、市民への説明をお願いいたします。

2つ目に、来年度からは国の大規模な改定が予定されているわけです。分かるだけでも、要介護1・2の地域包括支援への移行、利用負担割合の引上げ、ケアプランの有料化、老人ホームの登録制への移行など、利用者にとっては大改悪であり、負担が増えることは間違いありません。市は、市民への安全・安心な介護サービスを保障できるのか、市の対応を伺います。

3つ目に、さらに重要なのは、介護保険制度から漏れる市民への様々な救済策ではないかと考えています。そもそも、老人福祉法の目的と理念とは、「高齢者がその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本とする。」ということであります。地方自治体には、高齢者の福祉を増進する責任があると定められています。介護保険法との関係で言えば、老人保健法は介護保険では対応できない部分を補完する役割を担っているのです。つまり、高齢者への介護関連のサービスは、介護保険法だけでなく老人保健法と併せて全てが網羅されるべきです。行政というものが法令・省令・政令で動いている以上、そこから抜け落ちてしまう市民がいるなど、とても想定はできませんが、現実にはそうでもないようです。漏れている市民がいるようです。飛騨市は、介護保険制度から漏れる高齢者への救済・福祉策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 大上雅人 登壇〕

□市民福祉部長（大上雅人）

第10期介護保険制度と制度から漏れる市民への支援について、3点御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

1点目、来年度から始まる第10期計画につきましてお答えします。介護保険事業計画とは、介護保険法に基づき各地方自治体が地域や高齢者の状況やニーズを分析し、3年を1期として策定する介護サービスの基盤整備や保険給付に関する実施計画です。計画の主な内容としては、必要となるサービス量の見込みを立て、その予測に基づき65歳以上の第1号被保険者が納付する介護

保険料の基準額を算出します。また、必要な施設の整備や不足する介護人材の確保、I C Tの導入による生産性向上の方策をまとめ、さらに、要介護状態となることを防ぐ介護予防や高齢者の生活支援に関するという取組も計画に含まれます。

令和8年度においては、利用者や事業者からのアンケート結果に基づく分析や、人口減少下においても高齢者を守りつつ介護保険制度の持続性を確保することを念頭に、市の理念や基本的な考え方を構築し、国において検討される政策や介護保険法の改正動向を踏まえ、これを市に適合させるべく、ニーズの分析、県や専門的知識を有する事業者との意見交換会などの準備を進めております。

2点目、2027年度に予定されている介護保険制度の改正につきましては、議員御指摘の内容のうち、法律の枠組みとしてほぼ決定しているものと、これから議論されるものがあり、来年2月頃に改正内容が正式に決定されるものと認識しております。改正に向けて論点は多岐にわたりますが、その背景には、日本の人口構造の変化による避けては通れない構造的な課題が大きいものと考えられます。日本全体では、2040年には高齢者人口がピークを迎えることから、介護を必要とする人の数は増え続け、給付費も増加することは明かです。一方で、サービスを提供する介護人材は慢性的に不足し、需要と供給のアンバランスは深刻化し、サービスの質を維持することさえ難しくなっています。さらに、介護保険制度の財源は、保険料と公費で成り立っていますが、現役世代1人当たりが支える高齢者の数が増えるにつれて、保険料の負担は際限なく増え続け、介護保険制度そのものが成り立たなくなる恐れもあります。このような背景から、2027年の改正では、給付と負担のバランス調整が極めて難しい課題となっています。

飛騨市においては、既に高齢者人口や要介護認定者数も減少傾向にあり、状況が異なることもありますが、介護保険制度は全国どこに住んでいても不平等が起きないように、制度の骨組みや全国一律の基準は国が定め、その中でも地域密着型サービスなどのルールについては自治体で決めていくこととなります。第10期介護保険事業計画では法改正を踏まえ、市内の介護サービス事業者に寄り添いながら必要な支援策を検討し、それを基に65歳以上の第1号被保険者の保険料を決定させていただき、市民の皆様が安全・安心にサービス利用できるよう努めたいと考えております。

3点目、介護保険制度から漏れる高齢者への福祉施策の御質問ですが、まず議員がおっしゃっている老人福祉法そのものを根拠として市が実施しているのが、養護老人ホーム和光園の運営です。生活に困窮されている高齢者の方の受入れはもちろんのこと、最近では、措置者以外でも入所できる契約入所を導入したことにより、一時的かつ多様な住まいニーズにも対応できるようになりました。市では、多くの高齢者の困り事をお聞きする中で、様々な生活課題に対し重層的に市独自の施策を実施してまいりました。幾つか御紹介させていただきます。

まずは買物支援ですが、移動販売車の運営支援により、地域の買物弱者への購入機会の確保を図っています。河合・宮川地域では、地域複合サロンの開催による店舗の出張販売、また、神岡地域では東茂住や袖川郵便局での日用品の販売、山之村地域では貨客混載による生協商品の物流支援を実施しています。外出支援については、いきいき券によるタクシー料金の支援のほか、病院帰りのタクシー代の支援、神岡町内で運行する福祉有償運送の支援、間接的にはなりますが、お出かけ安心支援事業としての補聴器の購入補助を実施しています。次に、冬季の雪下ろしにつ

いては、建設業協会に委託している雪下ろしサポートセンターによる事業者手配と費用支援のほか、雪下ろし代行事業者リストを幅広く周知することに加え、屋根融雪等整備の助成を実施しています。健康づくりとしては、いきいき券の代わりに健康器具を選択する方や、地域のシルバーリハビリ体操指導士による体操教室に参加される方、運動を主体とした通いの場に参加される方も多くいらっしゃいます。見守りについては、緊急通報装置の設置による独居高齢者の見守り支援があり、さらに相談窓口としては、地域包括支援センター以外にも終活支援センターによる終活支援も介護保険から漏れる方への救済策と言えます。これら市の支援策を分かりやすくまとめた「飛騨市の高齢者福祉」というガイドブックを作成しており、例年アップデートしながら必要な方に配布しております。

概して言えることは、都市部と違い、過疎地では生活弱者に必要なサービスを提供できる事業者が限られており、希少な民間サービスが円滑に受け皿として提供されるよう、行政として共同で実施しているということです。介護保険のような共助である社会保障制度にとどまらず、市独自の公助と、地域や民間で支えあう互助を組み合わせ、今後さらに地域が衰退していく現状に対し様々な知恵を絞りながら対応していくことが必要であると考えております。

〔市民福祉部長 大上雅人 着席〕

○13番（籠山恵美子）

第9期との主な違いってというのが今の説明では分らなかったんですけども、一番気になるのは保険料ですね、今基準額が5,710円でしたか、それがどうなるかということですね。様々な負担が増えていく中で、保険料がまたそれで引き上がるということであると、もちろんそれは現役世代の方々、第2号被保険者の負担も増えるのはもちろんですけども、介護サービスを受けている65歳以上の方々の負担が大変なわけですから、大変気になります。この保険料は算定されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

第10期における介護保険料につきましては、まだ検討段階でございます。アンケートも今月中には全て配布する予定ではございますし、来月には意見交換会も開催する予定であります。そういった意見の中で、サービスの提供料ですとか被保険者、その他いろいろなことを勘案しながらこれから算定していきたいと考えています。ただ、確実に上がるのは間違いないとは思いますが、準備基金をどれだけ投入するのか、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

上がるのは間違いないということですね。介護保険制度に関するアンケートというのは、利用者の方を取るアンケートなんではないでしょうか。あるいは、そういう利用者を抱えている家庭に対するアンケートなんではないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

このアンケートにつきましては利用者と介護事業者、それからケアマネージャー、それぞれの

属性に向けてアンケートを取る予定でございます。

○13番（籠山恵美子）

ぜひ、それぞれの方々へのアンケートをお願いしたいと思います。この介護保険制度の問題というのは、人口、特に来年から狙われているのは、人口減少の中山間地域は介護サービスの人員配置基準を緩和するということが議論されています。特定地域サービスを創設するというんですよ。まだ国会は7月17日まで続いておりますので議論が続いているということですが、こうなりますと人員が満たなくてもいいと。だけれども、そうなりますと仕事量は同じだということになると負担が増える。これではとてももたないということで、また離職者が増えるということになる懸念がありまして、大変心配されています。介護職員の賃金は全産業平均と比べて、月8.2万円も低いということが厚生労働省の統計で出ております。賃金格差を公費で是正するという対策も必要だと思いますけれども、こういうことは市民福祉部のほうでは検討されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（大上雅人）

介護報酬を市で補助するというのはなかなか難しいと思いますけれども、今国の検討の中で包括報酬ですね、出来高プラス定額制ということも含めて検討されておりますので、その動向を見ながらこちらとしても対応していきたいと思っております。

○13番（籠山恵美子）

この定額制っていうのも、また地域によっては様々な問題があるようではありますが、介護保険制度は介護認定された市民と認定外の市民というのが、やはりサービスが分断されています。認定外の市民は老人保健法の保健事業で救済されるべきであります。これは先ほど私が言ったように、高齢者の福祉施策を様々な法律で全部網羅してこそ高齢者サービスが行き届くわけでありまして。これは高齢者の医療確保という法律がちゃんとありました。飛騨市はこれといった漏れている方々への施策がないんですね。先ほど介護予防に関わる、あるいは出張販売みたいなことがありましたけれども、実際には年齢が65歳に満たなくても介護サービスが必要だ。だけれども、それが認定されていないから、年齢が到達していませんから駄目だと――。

◎議長（澤史朗）

籠山議員に申し上げます。質問時間を超えていますので、速やかに終了願います。

○13番（籠山恵美子）

続きはまた委員会でやりたいと思います。

〔13番 籠山恵美子 着席〕